

第 66 号

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する  
条例

次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

- (1) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第21条第1項第6号
- (2) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）第7条第  
2項第2号キ

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。